

港区立高齢者集合住宅の管理運営に関する基本協定書の変更協定書

港区（以下「甲」という。）と株式会社東急コミュニティー（以下「乙」という。）は、令和6年4月1日に締結した「港区立高齢者集合住宅の管理運営に関する基本協定書」（以下「原協定」という。）第50条の規定に基づき、次のとおり変更協定を締結し、令和6年10月1日から適用する。

1 原協定第17条に次の3項を加える。

- 4 第2項の規定にかかわらず、施設の有効活用と区民サービスの迅速な提供のため、1件（1戸）につき130万円（消費税を含む。）を超える空室の原状回復修繕を実施する必要があるときは、甲と協議の上、承認された場合に限り、乙の責任において指定管理料の範囲内で実施するものとする。
- 5 乙は、前項に規定する修繕を実施した際は、完了後、速やかに結果を甲に報告するとともに、乙の責任と負担において、甲の立合いの下、検査を実施するものとする。
- 6 甲は、乙が実施した修繕について、検査及び改善を命じることができる。乙は、甲より検査及び改善を命じられた場合は、乙の責任と負担においてこれを実施しなければならない。

本変更協定の締結に証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和6年10月1日

甲 港区芝公園一丁目5番25号
港区長 清 家 愛

乙 世田谷区用賀四丁目10番1号
株式会社東急コミュニティー
代表取締役 木 村 昌 平